

金属切断工具一覧

三菱地所プロパティマネジメント(株) 2015.7.16改訂
2013.5.10改訂
2004.7.30作成

火気作業届が必要な工具 (火花の発生する工具) 【砥石・鋸刃の回転により切断する工具】

<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクグラインダー ・ベビーサンダー 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速切断機 ・高速カッター 	<ul style="list-style-type: none"> ・チップソーカッター (携帯形) 	<ul style="list-style-type: none"> ・チップソー切断機 ・グローバルソーカッター
 <p>砥石替刃</p>	 <p>砥石替刃</p>	 <p>替刃</p>	<p>アルミカッターも火気作業届が必要</p>  <p>アルミ用替刃 軟鋼材用替刃</p>

＜火気使用工事の注意事項＞

- ・火花の発生する作業は全てMJPM指定の[作業届(火気使用工事有)]が必要です。【1週間前にMJPMへ提出】
※上記の工具でも、火花が発生しない材料のみを切断する作業であるとMJPM担当者が判断する場合、火気作業届は不要です。
- ・火気作業届の提出前に、原則、消防署に「**工事中の消防計画届出書**」及び条例に基づく各種届出を提出願います。
- ・**火気監視員は専任**とし、立会責任者及び作業者とは別の人を配置して下さい。
- ・火気作業当日、管理室(防災センター)へ「**火気使用工事届**(当日記入用)」を提出願います。
- ・防火養生材は**不燃シート(JIS A1323A種合格品)**を使用し、火気作業終了の1時間後の確認まで設置しておいて下さい。
- ・作業場所に**消火器、水バケツ**を用意し、火気作業終了の1時間後の確認まで設置しておいて下さい。
- ・**火気作業開始前**に管理室(防災センター)へ連絡し、確認を受けて下さい。
- ・火気作業開始から火気作業終了の1時間後まで、休憩時間であっても現場には必ず1名以上の**火気監視員を配置**願います。
- ・火気監視員は火気作業終了の1時間後まで、作業場所と周囲の点検を行って下さい。
- ・**火気作業終了の1時間後**に管理室(防災センター)へ連絡し、確認を受けて下さい。

火気作業届が不要な工具 (火花の発生しない工具)

【鋸刃の押し引きにて切断する工具】

<ul style="list-style-type: none"> ・ジグソー 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーバソー ・レシプロソー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリーバンドソー (携帯形) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリーバンドソー ・メタルバンドソー
 <p>替刃</p>	 <p>替刃</p>		

【鋸み刃にて切断する工具】

<ul style="list-style-type: none"> ・シャー ・シャーカッター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニブラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ねじカッター 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋カッター
			

※ 溶接の場合は火気作業届が必要です。